The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	オルタナティブスクールの類型化 : 全国調査による活動内容のクラスター分析とテキストマイニングによる集合行為フレームの対応分析
Author(s)	藤根, 雅之
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2019, 45, p. 127-145
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71837
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

オルタナティブスクールの類型化
－全国調査による活動内容のクラスター分析と テキストマイニングによる集合行為フレームの対応分析－

藤　根　雅　之

目　次

１．問題設定
２．分析枠組
３．調査の概要
４．クラスター分析による類型化
５．各クラスターの掲げる集合行為フレーム
６．結論

オルタナティブスクールの類型化
－全国調査による活動内容のクラスター分析と テキストマイニングによる集合行為フレームの対応分析－

藤　根　雅　之

1．問題設定

1-1. 公教育制度とオルタナティブ教育

日本の公教育制度は、日本国民である保護者に対し、その保護する子に小学校および中学校あるいは中等教育学校の前期課程（特別支援学校の小学部、中学部を含む）での教育を受けさせる義務を課している。それは、日本国憲法、教育基本法、学校教育法によって就学義務として定められている。そして、就学義務を履行するために子どもを就学させる教育施設は、学校教育法第一条で定められた学校（以下、「一条校」）であることが前提とされている。一条校での教育活動によって、日本の子どもは学習権が保障されるという制度設計がなされている。

しかし、現代社会において、従来の学校教育では学習権の保障が果たせない子どもたちが立ち現れてきた。その中でも本稿が注目するのが、不登校の子どもたちである[1)]。不登校とは、親に就学義務がありながらも、病気、経済的理由以外の何らかの理由によって、長期間学校を欠席している児童、生徒のことを指す。2017 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（確定値）において、不登校の人数（「理由別長期欠席者数」の内、「不登校」と「その他」の内の「「不登校」の要因を含んでいる者」の合計）は 152,035 人（小学生 38,468 人、中学生 113,567 人）となっており、長期欠席の理由の選択肢として「学校嫌い」が「不登校」に置き換えられた 1998 年度の学校基本調査で「不登校」の人数 127,692 人（小学生 26,017 人、中学生 101,675 人、「その他」を含まず）がカウントされて以来、110,000 人以上で推移している。

このような状況への対応として公教育政策において注目されているのが、フリースクールをはじめとするオルタナティブスクールである。本稿ではオルタナティブスクールを、学校教育法の範疇から外れて、市民が独自に多様な子ども・若者の学習権を保障しようとする運動としてあえて幅を広げて捉える。オルタナティブスクールの実践は長年にわたり公教育政策には黙認されていたが[2)]、2015 年 1 月より「フリースクール等に関する検討会議」が文部科学省内で始まった。また 2017 年 2 月の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（通称「教育機会確保法」）の完全施行とその前後に出された文部科学省の不登校対応についての 2 つの通知（「不登校児

童生徒への支援の在り方について（通知）」2016 年 9 月、「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（通知）」2017 年 3 月）において、「学校外」での学習活動の活用が明文化された[3)]。また文部科学省は、2015 年 3 月に「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体･施設に関する調査」を実施し、同年 8 月に結果を公表した。回答があった施設は 319 件であり、在籍者総数は 7,011 人（うち義務教育段階の者の数は 4,196 人）であった。決して多いとは言えない人数ではあるが[4)]、この国においてオルタナティブスクールが周辺化された子ども・若者の学習権を保障しているということを考察する必要がある。

1-2.「フリースクール」の定義問題

文部科学省や政府の文書等では、これらの施設を「フリースクール」と捉えているが、「学校外」の「民間」の場は決して「フリースクール」だけではない。不登校の子どもや不登校を経験した若者を主な対象とすると一般的に考えられている「フリースクール」「フリースペース」、学習指導要領に拘束されない独自の教育・学習活動を展開する「シュタイナー学校」「サドベリースクール」など、また一般的には「オルタナティブスクール」の範疇には含まれないが、通信制高校の生徒の学習を支える「サポート校」、様々な理由で中学校での教育を受けられなかった人の学習を支える「自主夜間中学校」、また多くは各種学校という位置付けで日本国内において日本国籍のない子どもの学習権を主に保障する「外国人学校」などが学校教育法の範疇を外れて存在している。これらのオルタナティブな教育活動は、1 条校が国家の政策のもとで教育・学習活動を行う施設であるならば、公教育から排除されたあるいは離脱した子ども・若者の学習権を、問題意識を抱いた市民が、国家による公教育制度の外部で独自に保障する教育・学習活動である。

文部科学省の文書の中における「フリースクール「等」」という表現から、定義の揺らぎをうかがい知ることができる。これは「フリースクール」や「オルタナティブスクール」の定義の困難性に起因するものである。「フリースクール」という言葉は、行政文書はもちろんのこと、研究者による定義においても、また実践する当事者の発言においても流動的に使われており､混乱が生じている（田中 2015）。実証研究はこの問題に対して、フリースクールを自称する活動を調査対象とすることで対応してきた（藤根 2016, 井上 2012, 森田 2009, 佐川 2010 など）。しかしこれらの研究はエスノグラフィックなものであり、個別の事例の分析には長けているが、全体性を把握することが目指されていない。

また一方で、フリースクール「東京シューレ」がメディア等で発した（とみなされる）言説が、フリースクール全体の話として還元されている傾向も指摘できる。それは教育機会確保法を活用して事業を行う様々な団体関係者の発言から見て取ることができる。不登校児への ICT を活用した学習支援サービスを提供する「クラスジャパンプロジェクト」理事長中島武は「進路よりも心のケアを大事にしましょうっていうのはフリースクールの考え」[5)]「フリースクールの方々は進路を考えなさすぎてる」[6)] と発言している。教

育機会確保法を利用して中学校に在籍しながらの利用を想定した「社会で求められる創造力を身につけるための実践型授業を行うプログレッシブスクール」を開設する学校法人角川ドワンゴ学園理事長川上量生は「フリースクールは社会復帰のための施設で、心を救うという点では成功している。しかし、社会に出ても武器がなければ心が折れるかもしれない」[7] と述べる。つまり、「フリースクール」とは心のケアを行う場所であり、学習や進路についての活動に力を入れていないとみなされている。しかし、これらの理解に対しては、実証研究から全く異なったフリースクールの実践が描き出されている。藤根 (2016) はフリースクールでの活動を通じての学習のプロセスを、藤村 (2018) はフリースクールにおける進路形成のあり方を見出している。

公教育との連携などが政策の上で位置づけられる現状において、現状のような一面的な理解だけで議論を進めるのではなく、フリースクールをはじめとするオルタナティブスクールの全体像を描くことが必要である。それらは法制度外のインフォーマル・ノンフォーマルな実践であり、全体的な把握は非常に困難であるが、数少ない先行研究として、菊池・永田 (2000, 2001) と、藤根・橋本 (2016a) があげられる。菊池・永田 (2000, 2001) は、日本中のオルタナティブスクールに対し質問紙調査を行い、その活動実態の把握を試みた。そこでの分析は、オルタナティブスクールを「フリースクール」「フリースペース」「進学塾」「補習塾」と分類し、それぞれの傾向を探るものであった。しかし、その結論としては、それらの活動実態は多様であったということを述べるに留まっている。また、菊池・永田の研究に示唆を受ける形で調査を行った藤根・橋本 (2016a) は、より広く詳細な日本のオルタナティブスクールの実態を把握している。しかし、分析の結果得られた知見とは、シュタイナー学校、デモクラティックスクール、自主夜間中学校、サポート校など「学校種」によって活動に差があると述べるに留まっている。

本稿の目的は、日本の公教育において周辺化された子ども・若者の学習権を保障する動きであるオルタナティブスクールの全体的な傾向を探るとともに、その活動を類型化することで、実践について理解の道筋を開くことを目的とする。具体的には、質問紙調査で得られた各組織の活動理念をクラスター分析の手法を通じて類型化し、それぞれの特徴を計量テキスト分析を通じて記述する。第 2 節で分析枠組みの提示と先行研究の検討を行い、第 3 節で調査の概要について説明する。第 4 節ではクラスター分析によるオルタナティブスクールの類型化の結果と分析を示す。第 5 節では計量テキスト分析による結果を示し、各類型の集合行為フレームを分析する。最後に第 6 節で結論を述べる。

2．分析枠組

本稿は、オルタナティブスクールの多様性に肉薄するために、組織の目的 - 目標すなわち理念を分析対象とする。その際参考になるのが、Reywid(1994) とそれを展開させたHenrich(2005) によるアメリカのオルタナティブスクールの類型化である。Henrich はアメリカのオルタナティブスクールを 4 類型に分類し[8)]、それぞれが掲げる活動の目標 - 目的を、「観念的、進歩的 - 変容」「行動的、正統的 - コンプライアンス」「人道主義的 - 参加」「解放的、進歩的 - エンパワーメント」と整理している。

アメリカのオルタナティブスクールの分析枠組みをそのまま日本のオルタナティブスクールに適用することは難しい。アメリカにおいてオルタナティブスクールは、リスクを抱えた (at risk) 子ども・若者の社会復帰・学校復帰を目指す施設という意味合いが強い。それに対し、日本のフリースクール運動は、不登校の子どもや不登校経験のある若者を、治療・矯正の対象と見ることに対し異議申し立てを行い、学校復帰を是とする不登校対策を批判的に問い直してきた。そのような独特の文脈がある日本のオルタナティブスクールを分析するのに、アメリカのオルタナティブスクールの分析枠組みをそのまま適用することは適切ではないと言える。そこで本稿は Reywid と Henrich が着目した組織の理念を分析し、独自の枠組みで日本のオルタナティブスクールの類型化を試みる。

上記の分析課題に対し、本稿は社会運動論における集合行為フレームをその枠組みに据える。社会運動論におけるフレーム分析は、資源動員論の潮流にあるとされる。資源動員論は、それまで社会運動論の主流であった集合行動論が、不満や怒りといった社会心理学的要因を重視するのに対し、不満や怒りは社会に偏在するものとして捉え、それだけでなく資源やネットワークの駆使といった社会運動組織の戦略を議論の中心に据えた（片桐 1995: 3-4）。そして過度に合理性を強調し、社会的心理的側面を看過する資源動員論に批判が高まり、その資源動員論への批判がフレーム分析として結実してきた（本郷 2007: 48）。

社会運動論におけるフレーム理論は、社会運動組織や潜在的支持者の物事への解釈の枠組みを捉える枠組みであり、それらが「調整」されることで効果的な動員が生じるとされている。その上で、集合行為フレームとは、社会運動組織が「「外の世界」の側面を単純化や要約することで解釈の機能を行う」(Benford・Snow 2000: 614) ものであり「社会運動組織の活動やキャンペーンを鼓舞し正当化する信念や意味の行為指向のセット」(Benford・Snow 2000: 614) と定義づけられる。つまり集合行為フレームとは、社会運動組織が、社会における様々な事象をどのように切り取り問題と定義づけ、解決策を提示するかという、運動組織が掲げる理念を表す概念である。

これまで、オルタナティブスクールの理念を分析した研究は、フリースクールを対象とし、それらを、既存の不登校対策施策に対抗し、不登校の子どもの権利を擁護するフレームを提起する存在として描いてきた。朝倉 (1995) は、登校拒否児を精神病とみなし治療

や訓育の対象とする公教育や様々なアクターの教育言説に対し、フリースクールの活動の元となる不登校の親の会の運動が、「登校拒否は病気ではない」といったフレームを提起したと述べる。樋田 (1997) は、同じく不登校を問題視する支配的言説に対して、フリースクールが「学校に問題がある」「登校刺激を与えない」「学校に行かないで生きる生き方もある」といったフレームを提起したと分析する。貴戸 (2004) も同じく、不登校を問題視する一般的な言説に対し、フリースクールが「不登校は選択である」というフレームを提起したと整理した。また、佐川 (2009) は、フリースクールが「受容と共感」からなる不登校支援というフレームを提起し、それが、社会の様々なアクターに受け入れられ、力を持ってきたと結論づける。

しかし、これら先行研究は、不登校という問題からスタートした「フリースクール」のみを対象とした研究である。それに対し、昨今、社会運動としてのフリースクール運動は、多様なオルタナティブスクールと合流している。2012 年に設立された「「(仮称)オルタナティブ教育法」を実現する会」は、フリースクールだけでなく、シュタイナー学校、サドベリースクール、ブラジル学校、ホームエデュケーションネットワークなどが合流し、オルタナティブスクールを法的に位置付けるよう立法活動を展開している。また前節で指摘したように、これまで語られてきたフリースクール像とは異なる実践がフリースクールを自称する活動においてもなされてきている。すなわち、これまでのように、既存の不登校言説に対抗するフリースクールという枠組みだけでは、現代の日本のオルタナティブスクールの運動を把握することは困難な状況にあると言えよう。

そこで本稿は、オルタナティブスクールやフリースクールの多様性を前提とした上で、それらが社会や教育をめぐる状況にどのような理念を提示し、活動を展開しているのかを明らかにする。

3．調査の概要

本稿は、全国レベルの質問紙調査と、web サイト上のテキストの計量テキスト分析の 2 つの調査・分析からなる。

3-1. 質問紙調査

オルタナティブスクールのネットワーク団体に加盟する組織及び関連サイトや関連図書に記載されている組織をもとに質問紙送付先リストを作成し[9]、インターネット上の情報により補足した。なお、サポート校については、複数の都道府県にまたがる運営を行っている組織は除外した[10]。調査の実施要領は以下の通りである[11]。

①調査対象：全国のオルタナティブスクール 607 校を調査対象とし、有効回答率は 36%であった。②調査時期：2015 年 5 月～ 9 月。③配布・回収方法：郵送・自記式の質問紙を送付し、活動や運営について詳しく把握している人に回答を依頼した。④質問紙

の構成：主な質問内容は、場の概要、スタッフに関すること、利用者に関すること、活動内容、活動・運営の理念・方針、財政状況である。

3-2. 計量テキスト分析

オルタナティブスクールのwebサイト上に記載された、各組織の説明、教育の理念、活動方針等をテキストデータとして収集した。

質問紙調査に回答のあった216校を対象とし、インターネット上でテキスト収集を行った。webサイトを持たない組織や持っていたとしても明確な組織の紹介や理念の紹介の記述がない組織も存在したので、結果的に、130校のデータを利用した[12)]。

データの概要は、文章数2,858、総抽出語数54,843、異なり語数4,880である。

4．クラスター分析による類型化

4-1. 結果

活動運営における理念を問う「あなたの場の運営方針についてうかがいます」の17項目を用いて、平方ユークリッド距離（Ward法）によるクラスター分析を実施した。探索的にクラスター分析を行った結果、4クラスターに分類することができた。各クラスターの特徴をみるために、クラスターごとの活動理念の比較対象表を作成した（表1）。母集団の確定が不可能なため、統計的な検定は行わない。以下全ての分析も同じである。

表 1 クラスターごとの活動理念の比較対象表

質問項目	クラスター 1(57)「討議志向型」	クラスター 2(40)「利用者中心型」	クラスター 3(58)「主体育成型」	クラスター 4(36)「学校補完型」
A 原則として学習活動には利用者全員が参加しなければならない	*1.26*	*1.33*	4.24	3.97
B 既存の学校教育制度に即した学びを積極的に提供している	*1.49*	*1.78*	3.22	3.64
C 利用者が希望すれば、既存の学校教育制度に即した学びも提供する	3.72	3.20	3.67	4.08
D 困り事やトラブルが起こったら、利用者を交えて何度でも話し合う	4.42	3.85	4.57	4.03
E この場の活動を通じて教育制度を変革していきたい	4.09	*2.08*	4.05	2.89
F 利用者の受け入れ・入学に年齢以外の基準を設けている	2.98	*1.95*	3.36	2.69
G 教育や社会を変えていけるような人を育てたい	3.75	*2.03*	4.31	2.86
H 場の理念や運営方針より、実際の利用者の意向や状況を優先させる	3.39	3.58	3.43	3.08
I この場の活動を通じて社会を変革していきたい	4.02	*2.23*	4.16	*2.36*
J 地域や他団体との交流の機会を積極的に設けるようにしている	3.60	*2.63*	4.05	2.83
K 社会について考える機会を積極的に設けるようにしている	3.63	*2.40*	4.31	3.14
L 卒業や離れるタイミングは利用者本人に任せる	4.12	4.08	3.22	*3.11*
M ここでの学び・育ちが社会に認められたいと思う	4.32	3.63	4.53	3.69
N 利用者が既存の社会にスムーズに適応できることを優先している	3.16	3.38	4.00	3.42
O この場での活動を通じて利益をあげるつもりはない	3.67	3.33	3.55	*2.83*
P 場の運営に関わる決定の場には利用者全員が参加することを勧めている	3.12	2.18	2.95	2.42
Q この場の活動を、スタッフや運営者にとっても意味のあるものにしたい	4.44	3.93	4.52	3.92

相対的に大きな数値（全体の平均値を引いた値が 0.5 以上）は下線、小さな数値（同値 -0.5 以下）は斜体で示した。

クラスター 1 :「場の運営に関わる決定の場には利用者全員が参加することを勧めている」という項目が、4 つのクラスターのうち最も高い。また、「教育制度を変革していきたい」「教育や社会を変えていけるような人を育てたい」「社会を変革していきたい」の項目が比較的高い。一方で、「学習活動には利用者全員が参加しなければならない」「既存の学校教育制度に即した学びを積極的に提供している」の項目が比較的低い。クラスター 1 を「討議志向型」と名付ける。

クラスター 2 : 多くの項目が比較的低い数値を示しているが、「卒業や離れるタイミングは利用者本人に任せる」の項目が比較的高く、また、「場の理念や運営方針より、実際の利用者の意向や状況を優先させる」の項目が 4 クラスターのうち最も高い値を示している。クラスター 2 を「利用者中心型」と名づける

クラスター 3 :「学習活動には利用者全員が参加しなければならない」「教育や社会を変えていけるような人を育てたい」「利用者が既存の社会にスムーズに適応できることを優先している」「社会について考える機会を積極的に設けるようにしている」などの多くの項目が高い値を示している。クラスター 3 を「主体育成型」と名付ける。

クラスター 4 :「既存の学校教育制度に即した学びを積極的に提供している」「利用者が希望すれば、既存の学校教育制度に即した学びも提供する」の値が 4 クラスターの中で最も高く、また「学習活動には利用者全員が参加しなければならない」が比較的高い。クラスター 4 を「学校補完型」と名付ける。

各クラスターの、場の自己定義と運営形態の分布を表 2、クラスターごとの活動の特徴の比較を表 3 に示す。

表 2 : 各クラスターの属性分布

		討議志向型	利用者中心型	主体育成型	学校補完型
場の自己定義	フリースクール (79)	25(31.6)	18(22.8)	20(25.3)	16(20.3)
	デモクラティック・サドベリースクール (12)	10(83.3)	1(8.3)	0(0.0)	1(8.3)
	シュタイナー学校 (7)	2(28.6)	0(0.0)	5(71.4)	0(0.0)
	外国人学校・インターナショナルスクール (17)	0(0.0)	0(0.0)	13(76.5)	4(23.5)
	塾・サポート校 (30)	1(3.3)	7(23.3)	10(33.3)	12(40.0)
	自主夜間中学校 (9)	3(33.3)	2(22.2)	2(22.2)	2(22.2)
	居場所・フリースペース (15)	8(53.3)	7(46.7)	0(0.0)	0(0.0)
	その他 (22)	8(36.4)	5(22.7)	8(36.4)	1(4.5)
運営形態	NPO 法人 (74)	24(32.4)	13(17.6)	27(36.5)	10(13.5)
	任意団体・個人 (66)	25(37.9)	19(28.8)	11(16.7)	11(16.7)
	学校法人 (15)	1(6.7)	0(0.0)	9(60.0)	5(33.3)
	営利法人 (19)	2(10.5)	4(21.1)	7(36.8)	6(31.6)
	その他 (15)	4(26.7)	3(20.0)	4(26.7)	4(26.7)

( ) は行 %

表 3 : 各クラスターの活動の特徴

		討議志向型	利用者中心型	主体育成型	学校補完型
活動実態	第 1 主成分（活動総量）	-0.104	-0.872	0.843	-0.187
	第 2 主成分（活動の質）	-0.601	-0.108	0.252	0.653
実施事業の幅広さ		5.754	3.650	5.207	3.361
教員免許保持者割合		0.306	0.384	0.481	0.538
主たる収入を得ているスタッフの割合		0.638	0.318	0.512	0.569
一条校との連携得点		12.02	10.50	15.33	13.08
利用者の意思決定への参加得点		3.235	1.286	1.519	1.324
保護者の意思決定への参加得点		2.019	0.629	1.463	0.529

場の自己定義とは、「あなたの場は次のどれに当てはまりますか」という質問項目への回答を 8 つのカテゴリに整理ものであり、運営形態とは「場の運営主体は次のどれにあたりますか」という質問への回答を 5 カテゴリに整理したものである。

活動実態について用いる変数は、「前年度において、あなたの場で行われた子どもを対象にした活動の内容についてうかがいます」という 26 項目[13]に 5 段階（とてもよく行った (5)~ 全く行わなかった (1)）で回答を得たものを主成分分析したものである。第 1 主成分は、全ての変数の負荷量の値が大きい。第 1 主成分は活動の全体的な活発度を表しているといえるだろう。第 2 主成分は、「教科書に即した学習」や「上級学校への進学のための学習」といった系統的な学習活動の負荷量の値がプラスとなり、反対に「野外活動」「表現・芸術・創作活動」「スポーツ活動」といった経験的な学習活動の負荷量の値がマイナスとなって表れた。第 2 主成分は活動の質的な得点を示しており、得点が高いほうが系統学習を重視して実施し、得点が低いほうが経験学習を重視して実施している。実施事業の幅広さは、各クラスターがどれだけの事業を展開しているかを表している。質問紙にリストアップされた 15 の事業[14]をいくつ行っているかをカウントした。教員免許保持者割合は、各クラスターにおけるスタッフの教育免許保持者割合を示している。「教員免許を保有しているスタッフ・職員・教員数」を「スタッフ・職員・教員総数」で除した数を用いる。主たる収入を得ているスタッフの割合は、スタッフがその場での給与を主たる収入としている割合である。「あなたの場での給与を主たる収入としているスタッフ・職員・教員数」を「スタッフ・職員・教員総数」で除した数を用いている。一条校との連携得点は、利用者の在籍校との連携の度合いを示している。出席日数認定、卒業証書発行、学割実習定期適用の 3 項目について、全く当てはまらない 1 点、一部の利用者に当てはまる 2 点、多くの利用者に当てはまる 3 点、全ての利用者に当てはまる 4 点とし、また在籍校への出席報告と情報交換をそれぞれ、全く行っていない 1 点、一部行なっている 2 点、多くの場合行なっている 3 点、必ず行なっている 4 点で計算の上、合計した最低 5 点、最高 20 点の変数である。利用者、保護者の意思決定への参加得点は、利用者と保護者が、場の意思決定へ参加し発言権を持つかを表した得点である。例えば。教師やスタッフの人事権の意思決定に参加しているとプラス 1 点、財政や運営方法についての意思決定に参加しているとさらにプラス 1 点、とし、最小で 0 点、最大で 6 点満点となる変数である[15]。表ではこれらの平均値を記した。

4-2. 分析

以上、クラスター分析の作業を通じて、オルタナティブスクールの類型化を行った。活動における理念についての回答を変数としてクラスター分析を行った結果、オルタナティブスクールは「討議志向型」「利用者中心型」「主体育成型」「学校補完型」に類別され、その類型によって活動に差異が生じていることが明らかになった。

討議志向型は、経験学習を重視しながら、実施事業の幅広さ、スタッフのうちの主たる収入を得ている割合、利用者・保護者の意思決定への参加度合いにおいて高い点数を示している。討議志向型のオルタナティブスクールは、既存の社会では対応できないような学習ニーズに応えまたそれを発掘しようという実践を行っていると考えられる。特

に注目すべきは、利用者・保護者の意思決定への参加度合いの高さである。利用者である子ども・若者やその保護者がスクールにおける意思決定へ積極的な参加を促し、民主的なコミュニティを形成しているということは特筆に価する。デモクラティックスクール・サドベリースクールと居場所・フリースペースにおいてこの類型の割合が高くなっている。

利用者中心型は、反対に多くの得点において低い数値を示している。これは、活動が活発でないとも捉えられるが、質問紙の枠組みとは異なる実践を行なっているという可能性も捨てきれない。つまり、調査者が想定する価値の追求よりもそこに通う多様なニーズを持つ子ども・若者に寄り添う活動の表れだとも考えられる。数値では把握できない実践という視点で利用者中心型の実践を評価しなければならない。居場所・フリースペースがこのカテゴリーに多く分類されている。

主体育成型は、残念ながら本稿の分析ではその特徴を見出すことが難しかった。これは、技術的な議論になるが、質問項目のほとんど全てに肯定的な回答をした結果このような数値となって現れたと分析できる。そのため、活動の総量を示す活動実態の第 1 主成分が最も高くなっている。つまり、主体育成型のオルタナティブスクールは、様々な問題関心や実践に全力で取組んでいるスクールと言うことができる。シュタイナー学校と外国人学校・インターナショナルスクールの多くがこの類型に位置づいている。

学校補完型は、系統学習を重視しながら、スタッフのうちの教員免許保持者割合において高い数値を示している。一条校に準じる実践を展開し、学校教育のニーズがありながらも様々な理由から学校に通うことができない / 通わない子ども・若者のニーズに応えていると考えられる。塾・サポート校が相対的に最も多くこの類型に分類されている。

そして、フリースクールと自主夜間中学校は、40% を超える偏りがなく、4 類型全てに満遍なく分布している。フリースクールについては特に、先行研究の量的調査で述べられたことを確認するにとどまってしまうが、その活動内容のカテゴリー内での多様性が本分析においても見出された。また、教育機会確保法をめぐりフリースクールと夜間中学校が運動を展開してきたが、本分析が示すようにそれぞれ多様な実践から成り立っていることを踏まえると、法制度化という明確な定義を伴わざるを得ない動きが活動にどのような影響を与えるか注目する必要があるだろう。

5．各クラスターの掲げる集合行為フレーム

5-1. 結果

web サイトから得られたテキストデータを用いて対応分析を行った（図 1）。分析は、最小出現数 35、最小文書数 1、段落を単位とした。図には、原点から離れた語上位 50 語をプロットした。語の頻度をもとに抽出された 2 つの成分から図を作成し、第 1 成分は 55.33%、第 2 主成分は 25.66% の寄与率であった。

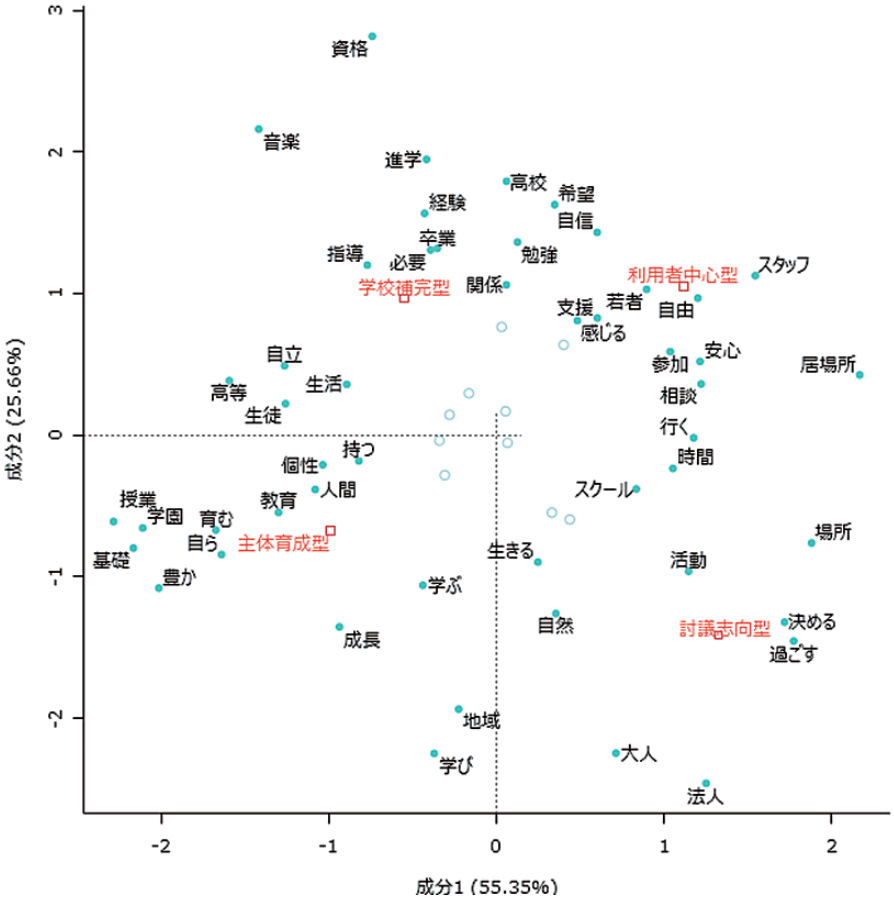

図 1：クラスターごとの web サイト上の記述の対応分析の結果

対応分析では、語の出現における相関関係が高いほど、図の上で近い位置にその語が配置される。よって、図の上での語の位置関係を見ることで、どの語とどの語が一緒に使われる傾向にあるか、また逆に一緒に使われない傾向にあるかがわかる。さらに、外部変数（本分析ではクラスター）ごとに特徴的な語が、原点から向かって外部変数が位置する方向に配置される。よって、各クラスターと語の位置関係を見ることで、クラスターごとの特徴語を見出すことが可能になる。

図の右側に「居場所」「場所」「スタッフ」「決める」「過ごす」「安心」「相談」といった語が現れている。それに対し、図の左側には「基礎」「授業」「学園」「豊か」「育む」といった単語が現れている。ここから図の x 軸すなわち第 1 成分は、正の方向が「居場所」を表し、負の方向が「学習の場」を表していることがわかる。つまり、第 1 主成分は、居場所か学びの場かといった「場の質」の違いを表す指標であると解釈できる。次に y 軸について、図の下側には「学び」「大人」「地域」「過ごす」「自然」「成長」「学ぶ」といった語が現れ、反対の上側には「資格」「音楽」「進学」「高校」「希望」「経験」「自信」「勉強」

「卒業」「指導」といった単語が現れている。ここから、y 軸、第 2 成分は負の方向に「経験学習」、正の方向に「進路形成」を表していると見て取ることができる。ここから、第 2 成分は、「学びの質」の違いを表す指標であると解釈できる。

以上のような単語の空間における、各クラスターの分布を分析する。討議志向型は、図の右下、「居場所」と「経験学習」の方向にプロットされている。対応する単語として、「過ごす」「決める」「活動」などが特徴的である。次に、利用者中心型は、「居場所」「進路形成」の方向にプロットされている。対応する単語として「自由」「安心」「参加」「支援」といった単語が目につく。主体育成型は、「学習の場」「経験学習」の方向に位置づき、「豊か」「自ら」「基礎」「教育」「人間」「個性」といった単語と対応している。最後に学校補完型は、「学習の場」「進路形成」の方向にプロットされている。対応する単語として、「音楽」「指導」「卒業」「資格」「進学」「経験」といった単語があげられる。

5-2. 分析

以上の結果から、各類型のオルタナティブスクールが掲げる集合行為フレームを推察する。まず、討議志向型は、そこに通う子ども・若者が、自分たちの活動を自分たちで決め、自然との触れ合いを重視した活動を主張していると言えるだろう。既存の与えられた教育だけでなく、学習者である子ども・若者自身が学びの主人公となる学習活動を展開し、既存の社会のあり方を捉え直す実践を、討議志向型のオルタナティブスクールは追求していることがうかがえる。

次に、利用者中心型は、子ども・若者が自由に自分にあったやり方で学ぶことができ、安心して過ごし参加することができる場の形成を追い求めていると推察できる。利用者である子ども・若者が自分らしく過ごすことができる空間の構築を、利用者中心型オルタナティブスクールは追い求めていると言えるだろう。先行研究で主に議論されてきた、不登校児の権利擁護のフレームを提起するフリースクールは利用者中心型に主に分類されると思われる。

主体育成型は、子ども・若者の成長や学びを保障しながら、彼ら彼女らの個性を育む実践を行っていると考えられる。一条校から離脱した / 排除された多様な子ども・若者を相手に、総合的な学びの場の創造を意図しているといえよう。

最後に、学校補完型は、進学を見据えたきめ細やかな指導の実施を意図していると言えるだろう。既存の一条校では学習そして進学のニーズを満たせなかった子ども・若者に対して、そのニーズに応じる関わりかたこそが、学校補完型オルタナティブスクールが追い求める実践であると言える。

6．結論

以上本稿では、日本のオルタナティブスクールを活動の理念に応じてクラスター分析で類型化し、さらに類型ごとのオルタナティブスクールが掲げる集合行為フレームを計量テキスト分析の手法を用いて明らかにしてきた。本稿の分析結果はどのようにまとめられるだろうか。それはやはり、オルタナティブスクールの教育実践は多様であると述べるにとどまるのであろうか。しかし本稿の知見はそれだけではない、本稿は集合行為フレームという枠組みからオルタナティブスクールの多様性に肉薄した。すなわち、オルタナティブスクールは、活動実態だけなく、社会の捉え方や理念のレベルにおいても多様であるということがあきらかになった。

先行研究において、日本のオルタナティブスクールは、不登校の子どもの権利擁護や学校に行くことの自明性を批判的に問い返すという理念を掲げて活動を展開していると分析されてきた。しかし、本稿が明らかにしたように、日本のオルタナティブスクールが掲げる理念はそれだけではない。利用者や保護者の参画を尊重しながら革新的な学習活動を保証しようとするオルタナティブスクールや、組織の都合よりも利用者のあり方を第一とするオルタナティブスクール、学校教育に準じた活動を行うことで利用者の学習のニーズに応えようとするオルタナティブスクールなどの姿が浮き上がってきた。オルタナティブスクール＝不登校の子どもの居場所とだけ理解するのではなく、多様な理念や実践が折り重なり、社会運動としてのオルタナティブスクールの実践が展開されているという事実に耳を傾ける必要があるだろう。

教育機会確保法をめぐり、フリースクールをはじめとするオルタナティブスクールを法的に位置付ける議論が起こった。成立した法律において、オルタナティブスクール公教育として位置付けるという点は棄却されたが、不登校支援における学校との連携相手として重要な役割を当てられている。しかし、これらの議論の中で、オルタナティブスクールの多様性はどこまで加味されたたものであろうか。教育機会確保法が不登校対策法案と呼ばれるように、不登校児に関わる活動をしている組織のみを議論の範疇に据えていないだろうか。そして不登校対応として位置付けるとしても、心に課題のある児童生徒が癒される居場所としてだけとして捉えてはいないだろうか。本稿の分析が明らかにしたように、オルタナティブスクールは、不登校児の心を癒すという支援を行っている所のみではない。理念レベルにおいても実践レベルにおいても、不登校という問題に限らず、多様な様相を示している。法制度化や経済的、制度的支援を検討する際に、それらの多様性が語り落とされることなく、政策等が検討、実施されなければならないだろう。

本稿では、計量的な調査・分析を通じてオルタナティブスクールの多様性の理解に補助線を引く作業を行ってきた。今後は、この補助線を考慮に入れながら質的な研究との往復作業を通じて、オルタナティブスクールの組織特性を明らかにする作業を続けたい。

付記
本研究の質問紙調査は，橋本あかね氏（大阪府立大学大学院）との協力のもと行われた。記して謝意を表したい。

注

1）不登校の子どもたちだけでなく、日本国籍を持たない子どもたち、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる子どもたちも、一条校中心の制度では学習権が保障されていない。

2）1992 年に文部省によって出された「登校拒否問題への対応について」では、「相談・指導を行う関係機関としては、適応指導教室、教育センター、児童相談所などの公的機関が適切であるが、公的な指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。」と、不登校の子どもを対象とするフリースクールなどは消極的にその存在を認められている。しかし、あくまでその対象となる民間施設は、「我が国の義務教育制度を前提とし、登校拒否等児童・生徒の学校復帰を援助する相談・指導が行われていること。」が前提とされ、ほとんどのフリースクールをはじめオルタナティブスクールは、その範疇に含まれていない。

3）注の 2) でも述べたが、文部（科学）省のそれまでの通知において、既にフリースクールなどの民間施設での活動を在籍校での指導要録上の出席日数とみなすことや、実習用通学定期の適用といった点は文言化されていた。教育機会確保法をめぐり、それら通知レベルで文言化されていた事項が法律となった点に違いがあると言える。

4）この数値はあくまで認知された数値であり、実際はさらに多いと考えられる。

5）「クラスジャパン・プロジェクトの目指すもの メンヘラ .jp」https://menhera.jp/5971（2018/9/30 最終アクセス）

6）「クラスジャパン「原田メゾッド」は不登校児童をケアできるのか メンヘラ .jp」https://menhera.jp/5915（2018/9//30 最終アクセス）

7）「「N 高校」に続き「N 中等部」が誕生 -- 通信制ではなく通学制 CNET Japan」https://japan.cnet.com/article/35125573/（2018/9/30 最終アクセス）

8）Reywid(1994) と Henrich(2005) によるアメリカのオルタナティブスクールの類型は、組織的な面、管理上の面でも伝統的な学校教育から距離をとりながら、イノベーションを生み出すことを目的とした「人気のある革新 (Popular Innovations)」、追放の前の最後のチャンスとなり、生徒の態度の修正に焦点を当てる「ラストチャンスプログラム (Last-Chance Program)」、治療やリハビリが必要な生徒の社会的・感情的成長を刺激することを目的とする「治療重視 (Remedial Focus)」、生徒の気質やニーズ、目標に教師が応え、以前の環境において成功しなかった生徒をエンパワーし解放することに焦点が当てられる「生徒中心 (Student-Focused)」に分類される。

9）調査対象の選定の詳細については、藤根・橋本 (2006b: 2) を参照せよ。オルタナティブスクールを量的調査するにあたり、まず困難になるのがこの調査対象の範囲の設定である。オルタナティブスクールとはあくまで主流の学校に対置される相対的な存在であるため、厳密に定義することが非常に困難である。本調査では、調査者が事前に抱いている枠組みから排除される存在をなるべく減らしたいという観点から、あえて一般的にはオルタナティブスクールとみなされない存在もなるべく対象とした。しかしながら、調査にかけられる労力や費用は限られているので、教育機会確保法をめぐる議論に関係するであろうと思われる存在に絞ることとした。その際に我々調査者の枠組みが対象の範囲を恣意的に絞っているという側面は否定できない。また質問内容に関しても、質問紙を設計した調査者の枠組みが表れており、その枠組みに当てはまるデータのみしか分析に用いられていないという点も、本研究が残した大きな課題である。

10）内田 (2014) はサポート校の展開過程を分析し、その背景には不登校・高校中退者のパイをめぐって都市から地方へ進出していくという経営戦略（市場原理）があると指摘している。本稿では、その指摘を踏まえ、本調査の趣旨にそぐわない営利目的で全国規模の運営を行っている法人は調査対象から外した。

11）質問紙調査は、日本学術振興会科学研究費基盤研究 (C)（課題番号 24531209、研究代表者：吉田敦彦）の 1 部として行われた。

12）計量テキスト分析には、フリーのテキストマイニングソフトである KH Coder を使用した。

13）質問項目の詳細については、藤根・橋本 (2016b: 47) を参照せよ。

14）質問紙に取り上げた事業のリストについては、藤根・橋本 (2016b: 41) を参照せよ。

15）質問紙に取り上げた意思決定の機会の項目については、藤根・橋本 (2016b: 45) を参照せよ。

参考文献

朝倉景樹 (1995),『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社。

Benford Robert D.・Snow David A. (2000), “Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment”, *Annual Review of Sociology*, 26: 611-639.

藤村晃成 (2018),「フリースクールからの大学進学をめぐるジレンマ：大学進学がもたらす光と影」『子ども社会研究』24: 115-132.

藤根雅之 (2016),「制度の外で活動する学びの場を制度化する上でのジレンマ−フリースクールのローカルなリテラシー実践から−」岩槻知也編著『社会的困難を生きる若者と学習支援 リテラシーを育む基礎教育の保障に向けて』明石書店 : 231-248.

藤根雅之・橋本あかね (2016a),「オルタナティブスクールの現状と課題」『大阪大学教育学年報』21: 89-100.

藤根雅之・橋本あかね (2016b),『全国のオルタナティブスクールに関する調査報告書』。
Henrich, Randy S. (2005), “Expansion of an Alternative School Typology”, *Journal of At-Risk Issues*, 11 (1): 25-37.
樋田大二郎 (2010),「不登校は公教育の責務で解決する」今津孝次郎・樋田大二郎編『続・教育言説をどう読むか 教育を語ることばから教育を問いなおす』新曜社 : 214-243.
本郷正武 (2007),『HIV/AIDS をめぐる集合行為の社会学』ミネルヴァ書房。
井上烈 (2012),「フリースクールにおける相互行為にみるスタッフの感情管理戦略」『フォーラム現代社会学』11: 15－28.
片桐新自 (1995),『社会運動の中範囲理論』東京大学出版。
貴戸理恵 (2004),『不登校は終わらない「選択」の物語から“当事者”の語りへ』新曜社。
菊池栄治・永田佳之 (2000),「オルタナティブ教育の社会学−多様性から生まれる＜公共性＞−」『臨床心理学研究』2: 40－63.
菊池栄治・永田佳之 (2001),「オルタナティブな学び舎の社会学 – 教育の＜公共性＞を再考する」『教育社会学研究』68: 65－84.
森田次郎 (2008),「現代日本社会におけるフリースクール像再考−京都市フリースクール A の日常的実践から−」『ソシオロジ』53(2): 125－141.
Raywid, Mary Anne (1994), “Alternative Schools: The State of the Art", *Educational Leadership*, 52 (1): 26－31.
佐川佳之 (2009),「フリースクール運動のフレーム分析－1980~1990 年代に着目して−」『＜教育と社会＞研究』19: 46－54.
佐川佳之 (2010),「フリースクール運動における不登校支援の再構成−支援者の感情経験に関する社会学的考察−」『教育社会学研究』87: 47－65.
田中佑弥 (2015),「日本における「フリースクール」概念に関する考察」『臨床教育学論集』8: 23-39.
内田康弘 (2004)「私立通信制高校サポート校の展開とその現状に関する 1 考察―都道府県データの分析を中心に―」日本教育社会学会 66 回大会発表資料。

Typology of Alternative Schools in Japan: Cluster Analysis with Activities and Correspondence Analysis with Corrective Action Frames with Text Mining

Masayuki FUJINE

This article divides alternative schools in Japan into four clusters according to their activities and analyzes corrective action frames of these clusters with Correspondence Analysis using a text mining tool. These analyses are aimed at helping to explain the diversity of alternative schools in Japan and at clarifying their characteristics.

Cluster analysis gives the following results. Japanese alternative schools are divided into four subtypes. The types of clusters are "Discussion Oriented," "User Oriented," "Independence Cultivation," and "Formal School Complements." Discussion-Oriented types emphasize learning through experience and show a high score regarding the proportion of staff who mainly earn money by working at an alternative school and a high score showing the degree of students' and parents' participation in decision making. User-Oriented types show a low score for many domains; this may indicate that this type's activities are not connected to our examination and analysis. Independence Cultivation Types have the highest score for the first factor, which reflects the amount of activities at the school. School Complement types emphasize systematic learning and show a high score for the proportion of teachers of who have a teaching certification.

Correspondence Analysis shows the characteristic words of these clusters' corrective action frames. The main characteristic of Discussion-Oriented types is that learners decide their activities on their own and there is an emphasis on learning with nature. User-Oriented types emphasize the creation of an asylum that enables learners who had been endangered in their previous formal school to feel secure. Independence Cultivation types attempt to create a progressive learning space for cultivating learners' originality. Formal Schools Complements types intend to educate learners by placing an importance on their future academic courses and qualifications.

In conclusion, this article finds that not all alternative schools simply provide support for the emotional problems of truant children. In addition, their activities and practices respect learners' and parents' participation, meeting diverse learners' needs and education in the same way that regular formal schools do. Research and policy must consider the diversity of alternative schools.